

福山市公告第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により，大規模小売店舗設置者に対し市は意見を有しない旨を通知しました。

2010年（平成22年）2月22日

福山市長 羽田 皓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

（仮称）フレスタ福山地吹店

(2) 所在地

福山市地吹町2311番8外

2 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部商工課

(2) 縦覧期間

2010年（平成22年）2月22日から同年3月23日まで